

【令和4年1・2・3月分】

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者

支援一時金申請要領

1	一時金の概要	2ページ
2	支給対象者	5ページ
3	不支給要件	5ページ
4	申請フォーム（申請書）	6ページ
5	申請の特例	14ページ
6	売上高の確認	16ページ

1 一時金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、知事が行う営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請（以下「営業時間短縮要請等」という。）により影響を受けた中小企業及び個人事業者等に対し、予算の範囲内において営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（以下「一時金」という。）を支給します。

■支給額（申請額）

年間売上高（税抜）に応じて次のとおり決定し、1事業者あたり1回限り支給します。

なお、基準年の売上高は、原則として、法人確定申告書、個人確定申告書、又は、業務委託契約等収入により算出します。

ただし、法人において、法人確定申告書における事業年度と2019年～2021年（暦年）の年間売上高に相当な違いがある（コロナウイルス感染症の影響がある）と知事が認める場合には、2019年～2021年（暦年）の年間売上高により、基準年の売上高とすることができます。

売上	年間売上高	支給額	年間売上高	支給額
30% 以上 減少	3,000万円未満	20万円	1億円以上～2億円未満	100万円
	3,000万円以上～4,000万円未満	30万円	2億円以上～3億円未満	200万円
	4,000万円以上～5,000万円未満	40万円	3億円以上～4億円未満	300万円
	5,000万円以上～6,000万円未満	50万円	4億円以上～5億円未満	400万円
	6,000万円以上～7,000万円未満	60万円	5億円以上	500万円
	7,000万円以上～8,000万円未満	70万円	—	—
	8,000万円以上～9,000万円未満	80万円	—	—
	9,000万円以上～1億円未満	90万円	—	—

■支給額決定に係る用語の解説

「基準年」

支給額算定に係る年間売上高を算出する年及び売上減少割合を比較するための基準となる年のことで、2019年～2021年から申請者が選択した年となります。

「対象月」

基準年の同月比で売上高が30%以上減少していることを算出するため、比較する月のことで、2022年1月～3月から申請者が選択した月となります。

■申請期間

令和4年4月22日（金）から令和4年6月30日（木）※書面申請は当日消印有効

■申請方法

「電子申請」又は「書面申請」により申請してください。

- ・電子申請は、添付書類の合計が50MBを超えると申請ができないので、50MBを超える場合は、原則、紙申請としてください。
- ・申請内容の確認のため、追加書類の提出や説明をお願いする場合があります。
- ・審査デスクから連絡する場合がありますので、提出時に必ず控えをお取りください。

○電子申請

いばらき電子申請・届出サービスから申請いただけます。

ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/ichijikin.html>



○書面申請

- ・申請書に必要事項を記載の上、添付書類とともに以下まで送付してください。
- ・申請書および添付書類は返却いたしませんので、確定申告書等の添付書類の原本は送付しないでください。
- ・簡易書留など送付物の追跡ができる方法で送付してください。
- ・申請書は県HPのほか、商工会・商工会議所の窓口で配布しています。

<送付先> 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

- ・審査の結果、適正と認められた場合に一時金を申請者が指定する口座へ振り込みます。支給決定の通知は行いません。振込名は、「イバラキケンチュウショウキギョウ」です。
- ・申請額に誤りがあり支給額が変更となる場合は、電話又はメールでご連絡のうえ、訂正した金額を振り込みます。
- ・審査の結果、要件を満たさない等の理由により一時金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定の通知を発送します。
- ・審査結果についてのお問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。

■ その他・留意事項

- ・申請内容に不備がある場合、不備修正を依頼します。軽微な不備（誤字等）については、審査担当者が職権により修正いたします。
- ・書類の不備等があるが、申請者に連絡・確認がとれない、又は申請者が不備修正に応じない期間が30日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・一時金の支給事務を円滑に進めるため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

- ・ 白色申告の個人事業者等、月平均の売上金額を算出する場合は、1円未満の端数を切り上げて処理してください。
- ・ 一時金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支給決定を取り消します。既に、支給した一時金については、受領の日から納付の日までに応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金と併せて返還していただきます。

申請にあたって、ご不明な点は、下記までお問合せください。

相談ダイヤル（一時金電話相談窓口）

電話番号：029-301-5558

営業時間 午前9時から午後5時（平日のみ）

※その他、対面やWebでの相談対応有

2 支給対象者

一時金の支給対象は、以下に掲げる要件を全て満たす事業者です。要件に該当するか、申請前によくご確認ください。

- (1) 営業時間短縮要請等の影響により、2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年～2021年の同月の売上と比べて30%以上減少していること。

※白色申告の個人事業者は、基準年の月平均の売上と比較してください。

(2019年の年間売上が480万円の場合、40万円(480÷12)と対象月の売上を比較)

※業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得又は給与所得の収入に計上している個人事業者も、基準年の月平均の売上と比較してください。

※なお、一時金における「売上」とは、以下のものを言います。

- ・法人事業概況説明書18月別の売上高等の状況欄に記載されるもの
- ・所得税確定申告書の第1表における「収入金額等」の事業欄営業等^アに記載されるもの
- ・業務委託契約等収入(雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの)

- (2) 営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等と直接の取引がある事業者、または不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた主に対面で商品やサービスを提供する事業者であること。

- (3) 対象月及び基準年の同月において、茨城県内に主たる事業所を有していること。

- (4) 基準年において、所得税又は法人税の納税地を茨城県内としていること。

- (5) 一時金の受給後も茨城県内で事業を継続する意思があること。

- (6) 中小企業又は個人事業者等であること。

※大企業、国、法人税法別表第1に規定する公共法人(国立大学法人、独立行政法人等)、政治団体、宗教上の組織又は団体、性風俗関連特殊営業事業者(ソープランド、個室ビデオ等)は一時金の対象外。

- (7) 2021年1月から3月までを含む全ての事業年度の確定申告を行っていること。

3 不支給要件

2 支給対象者に掲げた要件を満たさない場合のほか、以下の(1)から(10)のいずれかに該当する場合は、一時金の支給対象外となります。

- (1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号又は第3号に規定する者

- (2) 代表者又は役員のうち茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等（また、上記内容に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾する）
- (3) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者
- (8) 2022年1月27日から3月21日までの間に茨城県から営業時間短縮の要請を受けた事業者（飲食店等）
- (9) 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- (10) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

4 申請フォーム（申請書）

(1) 法人の基本情報

No.	項目	内容
1	法人番号	・法人番号を記載してください。
2	法人名	・法人名を記載してください（フリガナも記載）。
3	代表者の職氏名	・法人の代表者の職氏名を記載してください（フリガナも記載）。
4	本店所在地	・登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
5	県内の主たる事業所所在地	・茨城県内にある主たる事業所の所在地を記載してください。
6	資本金額又は出資の総額	・法人の資本金または出資の総額を記載してください。
7	従業員数	・常時雇用する従業員数の数を記載してください。
8	担当者氏名	・審査の際に事務局から問合せを行う際の担当者となる方の氏名を記載してください。
9	担当者連絡先 (電話番号)	・連絡担当者の電話番号を記載してください。

10	担当者連絡先 (電子メール)	・連絡担当者の電子メールを記載してください。(省略可)
11	過去の県一時金の申請	・2021年1月～2月、4月～6月、8月～9月を対象に実施した一時金のいずれかを申請した方は「有」に、今回初めて申請する方は「無」にチェックしてください。

(2) 個人事業者の基本情報

No.	入力内容	内容
1	申請者名	・申請者の氏名を記載してください(フリガナも記載)。
2	申請者住所	・申請者の住所を記載してください。 ・証拠書類の身分証の写しに記載されている住所と一致している必要があります。
3	生年月日	・申請者の生年月日を西暦で記載してください。
4	電話番号	・申請者の連絡先電話番号を記載してください。 (日中連絡のつく番号)
5	電子メール	・申請者の電子メールを記載してください。(省略可)
6	屋号	・屋号・雅号を記載してください。
7	県内の主たる事業所所在地	・茨城県内にある主たる事業所の所在地を記載してください。
8	過去の県一時金の申請	・2021年1月～2月、4月～6月、8月～9月を対象に実施した一時金のいずれかを申請した方は「有」に、今回初めて申請する方は「無」にチェックしてください。

(3) 事業内容及び基準年(2019年又は2020年又は2021年)・対象月(2022年1月又は2月又は3月)の売上高、申請額

No.	入力内容	内容
1	業種(日本標準産業分類)	・日本標準産業分類上の業種(9ページ参照)から、該当する業種を1つ選択して記載してください。
2	基準年の年間売上高(税抜)	・年間売上高は、2019年(年度)、又は2020年(年度)又は2021年(年度)の売上高(税抜)となり、「No.4」で対象月の売上を比較する月が含まれる年を適用します。 ・年間売上高は、確定申告書又は住民税申告書で確認できる事業収

		<p>入の金額を記載してください。</p> <p>※住民税申告書は、確定申告の義務がない場合、その他合理的な事由により提出できない場合のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書等を税込で記載している場合は、税抜金額を申請者が算出して記載してください。 ・また、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体の、給付金・補助金・助成金等が加算されている場合は控除してください。 	
3	基準年の 主な事業 内容と事 業内容別 の年間売 上高比率	主な事業 の事業内 内容及び売 上高	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事業は、「No.2」の基準年の年間売上高の50%以上を占める事業です。売上高は税抜を記載してください。 ・主な事業の内容を記載欄に簡潔に記載してください。
		その他事 業の事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・その他事業の事業内容欄には、主な事業以外の事業内容を簡潔に記載してください。 ・多数の事業がある場合は、主な事業に記載した事業以外での代表的な事業を記載してください。
		主な事業 の年間売 上高に占 める売上 高割合	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事業の年間売上高に占める売上高割合欄には、「No.2 基準年の年間売上高」に対する主な事業の売上高割合（金額ベース）を記載してください。
4	対象月の売上(A)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象月（2022年1月又は2月又は3月）の月間売上を記載してください。 ・税抜で確定申告書等を記載している場合は、税抜に☑、税込で記載している場合は、税込に☑を記載してください。 	
5	対象月と比較する 2019年～2021年 同月の売上(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の方は、対象月の2019年～2021年の同月売上を記載してください。 ・以下の場合は、それぞれ指定する金額を記載してください <ul style="list-style-type: none"> ■白色申告を行っている個人事業者、 年間売上÷事業月数（12か月）で算出した額 ■主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 年間業務委託契約等収入÷事業月数（12か月） ※2019年1月以降に開業・事業承継した方は14ページ参照 	
6	売上の減少率(%)	<ul style="list-style-type: none"> ・$(B - A) \div B \times 100 =$ の計算式で求められる減少率です。 ・減少率が30%以上である必要があります。 ・小数点以下は切り捨ててください。 	
7	申請額	<ul style="list-style-type: none"> ・「No.2」の基準年の年間売上高により算定します。 ・支給額は、2ページで確認してください。 	

※ No.2・4・5の売上高の記載に当たっては、「6 売上高の確認」16ページを参照してください。

(4) 売上30%以上減少の要因

区分	入力内容	内容
(1) 営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等と直接取引があるため影響を受けた	営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等との直接取引の割合	・基準年の年間売上高に対する、営業時間短縮要請に協力した飲食店等との直接取引金額の割合を記載してください。
	事業内容の業務・業態の内容	・事業内容の業務・業態について、なるべく、具体的に記載してください。
	主な取引先	・県内の取引先（営業時短要請に協力した県内の飲食店等）を記載してください。
(2) 主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っており、不要不急の外出・移動の自粛要請に伴い直接的な影響を受けた	A 主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者	・主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者とは、対面で直接消費者に商品・サービスを提供している、又は、直接消費者と金銭收受がある事業者であり、県の不要不急の外出・移動の自粛要請に伴い、直接的な影響を受けた事業者です。 ・具体的には、A欄記載欄に例示している事業者を想定していますので、当てはまる事業内容に☑してください。
	B 主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分でサービスを提供しており、直接的な影響を受けた事業者	・Aの事業者と一体不可分でサービスを提供している事業者は、☑してください。 ・一体不可分でサービスを提供しているのかについては、県が業務・業態の内容から、一体不可分でサービスを提供していると認めた場合のみ、支給対象となります。
	主な事業の業務内容・業態	・A欄又はB欄で☑した主な事業の業務・業態内容について、具体的に記載してください。

※日本標準産業分類

主たる業種	
A：農業、林業	K：不動産業、物品賃貸業
B：漁業	L：学術研究、専門・技術サービス業
C：鉱業、採石業、砂利採取業	M：宿泊業、飲食サービス業
D：建設業	N：生活関連サービス業、娯楽業
E：製造業	O：教育、学習支援業

F：電気・ガス・熱供給・水道業	P：医療、福祉
G：情報通信業	Q：複合サービス事業
H：運輸業、郵便業	R：サービス業（他に分類されないもの）
I：卸売業、小売業	S：公務（他に分類されるものを除く）
J：金融業、保険業	T：分類不能の産業

（５）振込先口座情報

番号	入力内容	内容
1	金融機関名	金融機関名／金融機関コードを入力してください。
2	支店番号	支店名／支店番号を入力してください。
3	口座種別	普通又は当座から選択してください。
4	口座番号	口座番号を入力してください。
5	口座名義人	申請者名と一致するもの。

※振込先の口座は、必ず申請者本人（法人の場合は法人）名義の口座としてください。

※屋号のみの名義は不可。

（６）宣誓・同意事項

申請の際、申請書に記載の内容について、宣誓・同意することが必要となります。

紙申請の場合は、内容を確認のうえ、申請者名（法人名、個人名）を自筆で記載してください。

電子申請の場合は、各項目にチェックをしてください。

（７）添付書類

- ・申請にあたり必要となる添付書類です。
- ・2021年1～2月、4～6月、8～9月を対象とした一時金を申請した事業者は、過去の県の一時金申請時に提出済の書類を省略することができます（記載内容に変更がない場合）。今回、添付した書類及び提出を省略した添付書類について、チェックを入れてください。
- ・電子申請の際は、添付書類の合計が50MBを超えると申請ができないので、留意してください。
- ・50MBを超える場合は、原則、紙申請としてください。

■法人の場合（中小企業、その他法人）

No.	書類の名称	内容
1	申請書	■申請書（様式第1号）
2	・2019年～2021年の確定申告書（写し） ・基準年のみ、「法人事業概況説明書」	<p>■確定申告書別表1の控え（2019年～2021年）</p> <p>■法人事業概況説明書の控え【両面・2枚】（基準年のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象月の売上と基準年同月の売上を比較するための書類です。 ・確定申告書別表1の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合には受付日時が印字）されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。受信通知がない場合は、納税証明書（その2所得金額用）を提出してください。 ・新規開業した事業者で、決算月の関係で確定申告期限が来ていない場合は、県ホームページ掲載の「収入申立書」を提出してください。（税理士の署名又は記名押印が必要となります）
3	履歴事項全部証明書（全ページ写し）	<p>■法人の履歴事項全部事項証明書を併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限る。
4	役員等名簿	■様式第2号
5	基準年に関する主な事業における年間事業収入内訳書	■様式第3号
6	対象月の月間事業収入が確認できる日別の売上台帳等	<p>■様式任意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上台帳、帳面等、確定申告の基礎となる書類 ・基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額）が確認できるものを原則とします。 ・基本的な事項が記載されていれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
7	対象月の事業収入の取引状況を示す書類（2部以上）	■帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等の取引状況が分かる書類の写し2部以上

8	振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き）	<p>■法人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人名義の口座がない場合は委任状必要。 ・一時金の振込先となる口座の通帳の写しを添付してください。 ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人（カナ名）が確認できるよう提出してください。 ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。
9	【対象者のみ】事業所の所有状況に係る書類	<p>■自己所有の場合：不動産登記簿謄本の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限る。
10	【対象者のみ】事業所の所有状況に係る書類	<p>■賃貸者の場合：賃貸借契約書、使用貸借承諾書、使用承諾書、賃借料領収書等の写し</p>
11	【対象者のみ】申請特例による追加書類	<p>■開業・廃業届</p> <p>■罹災証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年～2020年に罹災した事業者のみ <p>■収入申立書（税理士印、署名必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意様式。（様式例：県HPに掲載）
12	【対象者のみ】基準年を暦年とする場合の追加書類 ・2年度分の確定申告書	<p>■確定申告書別表一の控え（2年度分）</p> <p>■法人事業概況説明書の控え【両面・2枚】（2年度分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度の確定申告書から、暦年としての売上を確認するための書類。 ・確定申告書別表一の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合には受付日時が印字）されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。受信通知がない場合は、納税証明書（その2所得金額用）を提出してください。 <p>（例：暦年で2019年を基準年とした6月決算の法人）</p> <p>2018年度及び2019年度分の確定申告書別表一、法人事業概況説明書の控え（2年度分、2つの書類）</p>

■個人事業者の場合

No.	書類の名称	内容
1	申請書	■申請書（様式第1号）
2	・2019年～2021年の確定申告書（写し） ・青色申告基準年	<p>■確定申告書第一表の控え（2019年～2021年分） （個人番号記載の場合は、消してください）</p> <p>■青色申告決算書の控え【2枚（1・2ページ）】（基準年のみ） ※青色申告の場合のみ</p>

	のみ、「青色申告決算書」(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象月の売上と基準年同月の売上を比較するための書類です。 ・確定申告書の控えには、收受日付印が押印(税務署でe-Taxにより申告した場合第一表には受付日時が印字)されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。受信通知がない場合は、納税証明書(その2所得金額用)を提出してください。 ・確定申告書に收受受付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を提出してください。
3	基準年に関する主な事業(又は主な取引)における年間事業収入内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ■様式第3号
4	対象月の月間事業収入が確認できる日別の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ■様式任意 ・売上台帳、帳面等、確定申告の基礎となる書類 ・基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額)が確認できるものを提出してください。 ・基本的な事項が記載されていれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
5	対象月の事業収入の取引状況を示す書類(2部以上)	<ul style="list-style-type: none"> ■帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等の取引状況が分かる書類の写し2部以上
6	振込先口座の通帳の写し(表紙及び見開き)	<ul style="list-style-type: none"> ■申請者名義の振込先口座の通帳の写し(表紙及び見開き) ・一時金の振込先となる口座の通帳の写しを添付してください。 ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人(カナ名)が確認できるよう提出してください。 ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。
7	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ■運転免許証(両面)、健康保険証(両面)、個人番号カード(オモテ面のみ)、写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面)のいずれか ・住所、氏名がはっきりと判別できる形で提出してください。 ・申請を行う日において有効なもの、かつ記載された住所が申請者住所と同一のものである必要があります。
8	【対象者のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ■住民税申告書(個人番号記載の場合は消してください)

	住民税申告書	・対象者については、18 ページの証拠書類の特例に記載（基準年の月平均の売上が 20 万円以上のある場合に限り対象）
9	【対象者のみ】 業務委託等収入が 確認できる書類	<p>■任意様式</p> <p>主たる収入を雑所得・給与所得で申告している個人事業者は以下の資料も併せて提出してください。</p> <p>①申請者が雇用者でないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書</p> <p>②支払者の発行する源泉徴収票又は支払調書</p> <p>③業務委託契約等に係る収入があった事を示す本人名義の通帳の写し</p> <p>※①は提出必須です。②③はどちらか片方を提出してください。</p> <p>例) 業務委託契約書 (①) 及び源泉徴収票 (②) を提出・・・○ 業務委託契約書 (①) 及び通帳の写し (③) を提出・・・○ 源泉徴収票 (②) 及び通帳の写し (③) を提出・・・×</p> <p>※上記①～③に該当する資料の提出ができない場合は、県ホームページに掲載した「業務委託申立書」に必要事項を記載して提出してください。</p>
10	【対象者のみ】 申請特例による追加書類	<p>■開業・廃業届（個人番号記載の場合は消してください）</p> <p>■罹災証明書</p> <p>・2018 年～2020 年に罹災した事業者のみ</p> <p>■収入申立書（税理士印、署名必要）</p> <p>・任意様式ですが、様式例を県 HP に掲載しています。</p>

5 申請の特例

■新規開業等の特例

以下①～③の特例を用いる場合は、次の書類を提出してください。

- ・開業日、事業承継日、所在地、法人化後の代表者等が確認できる書類
（全部事項証明書、事業開始等申告書、開業・廃業等届出書、法人設立届出書 など）
- ・開業以降、確定申告期限が到来していない場合は、基準年の売上を証明する書類
（確定申告する予定の月次の事業収入が証明できる書類であって、税理士の署名がなされたもの。該当する書類がない場合は、県ホームページに掲載の「収入申立書」。）

①2019年1月から2020年12月までの間に新規開業した場合

※事業承継、法人化及び茨城県外から茨城県内への移転開業をした場合も含まれます。

対象月の売上と、開業日以降の2019年又は2020年中の売上を開業日の翌日（12月31日開業の場合は開業日）が属する月から2019年12月又は2020年12月までの月数で除した金額（月平均の売上）と比べて30%以上減少している場合も支給対象となります。

（例：2020年10月15日に新規開業した場合）

2020年

10月	11月	12月	合計	月平均
100万	100万	100万	300万	100万

30%以上減少しているため、
支給対象

2022年

..	1月	2月	3月
..	80万	70万	80万

また、2019年1月から2020年12月までの間に事業承継又は法人化した事業者は、事業の業態や所在地等が事業承継等前と実質的に同様であると知事が認める場合には、2022年の対象月と、事業承継前に事業を行っていた方又は法人化前の個人事業者の2020年又は2019年の同月の売上と比較することも可能です。

②2021年1月から9月までの間に新規開業した場合（対象月を2022年2月とする場合は、2021年10月まで、対象月を2022年3月とする場合は、2021年11月までの間に新規開業した場合）

※茨城県外から茨城県内への移転開業をした場合も含まれます。

対象月を1月、2月、3月のいずれにした場合も、対象月の売上と「2021年1月から12月までの売上を、開業日の翌日が属する月から同年12月までの月数で除した金額」をそれぞれ比べて30%以上減少している場合は、支給対象となります。

（例：2021年8月15日に新規開業した場合）

2021年

8月	9月	10月	11月	12月	8~12月平均
60万	100万	100万	100万	90万	90万

2022年

2月
54

30%以上減少しているため、
支給対象

▲40%

③2021年1月から対象月までの間に事業承継又は法人化した場合

対象月の売上と、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者の基準年の同月の売上と比べて30%以上減少している場合は、支給対象となります。

※事業承継又は法人化した直後で単に営業日数が少ないために売上が30%以上減少している場合は、支給要件を満たしたことはありませんため、対象月は、原則事業承継又は法人化した翌月以降としてください。

(例：2021年5月1日に事業承継した場合)

2020年			2021年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
100万	100万	100万	100万	100万	100万

————— 承継前の事業者 —————→

↓

2021年			2022年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
80万	80万	100万	80万	70万	80万

————— 承継後の事業者 —————→

30%以上減少しているため、支給対象

■証拠書類の特例

申請者が個人事業者であって、基準年の確定申告の義務がない場合、その他合理的な事由により、確定申告に係る証拠書類（個人確定申告書第一表の控え、青色決算申告書の控え等）を提出できない場合は、基準年の月平均の売上が20万円以上である場合に限り、当該年分の住民税申告書類の控えで代替することができます。

■罹災特例

2018年～2020年の罹災を証明する罹災証明書等を有する申請者は、対象月の売上と罹災した年又はその前年の同月の売上とを比較することができる。

6 売上高の確認

(1) 基準年の年間売上高は、法人は、概況の売上高（税抜）、個人事業主の場合は、確定申告書に記載のある金額を用いることとしています。

申請書には、申請者の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記載してください。

■法人

対象月の売上は、法人事業概況説明書の「18月別の売上高等の状況」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額

計が、概況の売上高と一致していない場合は、理由がわかる書類を提出してください。

月別 の 売 上 高 等 の 状 況	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収 税 額	従事 員数
	千円	千円	千円	千円				
18 月					千円	千円	円	千円 人
月								
月								
月								
月								
月								
月								
計								
前 期 の 実 績								
19 当 成								

■青色申告の個人事業者

対象月の売上は、所得税青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び収入金額」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額

■ 令和 年分

フリガナ
氏名

○月別売上(収入)金額及び仕入金額				○給料賃金の内訳			
月	売上(収入)金額	仕入金額	円	氏名	年齢	従事月数	月
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7				その他(人分)			
8				計	延べ従事員数		
9							
10							
11							
12							
家消費							
雑収入							
計					延べ従		

※計が、確定申告書第一表の事業収入^アと一致していない場合は、理由が分かる書類を提出してください。

■白色申告の個人事業者

所得税確定申告書第一表「収入金額等」の「事業」欄に記載の金額（営業等）を事業月数（12 か月）で除した、月平均の金額

税務署長 令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B FA2200

住所 〒 個人番号 生年月日

フリガナ 氏名

令和 〇 年 〇 月 〇 日 職業 番号・種号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

(単位は円) 種類 業種 収入 不動産 配当 給与 公的年金等 雑業務 その他 短期 長期 一時

収入金額等

課税される所得金額 (13-19)又は第3表上の(20)に対する税額又は第3表の(1) ⑳ 〇〇〇

配当控除 ㉑

配当控除 ㉒

配当控除 ㉓

配当控除 ㉔ 〇〇

政党等寄附金等特別控除 ㉕

住宅耐震改修特別控除等 ㉖

雑引所得税額 ㉗

災害減免額 ㉘

再差引所得税額(雑引所得税額) (㉗-㉘) ㉙

復興特別所得税額 (㉙×2.1%) ㉚

計 所得税及び復興特別所得税の額 (㉚+㉛) ㉜

第一表 (令和二年分以降用)

■確定申告をしておらず、住民税の申告書を提出する個人事業者

住民税申告書「1収入金額等」の「事業」欄に記載のある金額（営業等）を事業月数（12か月）で除した、月平均の金額

※月平均の金額が20万円未満の場合は支給対象外となります。

令和 〇 年度分 市町村民税 道府県民税 申告書 表

整理番号

業種又は職業

電話番号

市町村民税 提出年月日 年 月 日 現住所 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名 個人番号

生年月日 明・大・昭 平・令 世帯主の氏名 続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険の種類 支払った保険料 円

社会保険料 控除

合計

⑭ 新生命保険料の計 円 旧生命保険料の計 円

生命保険料 新個人年金保険料の計 円 旧個人年金保険料の計 円

生命保険料 控除 介護医療保険料の計 円

⑮ 地震保険料の計 円 旧長期損害保険料の計 円

地震保険料控除

⑰～⑲ ⑰ □寡婦控除 ⑱ □勤労学生控除

収入金額等

事業 営業等 ア

業 農業 イ

不動産 ウ

利子 エ

配当 オ

給与 カ

公的年金等 キ

雑業務 ク

その他 ケ

第五号の四様式表面(第二条関係)